

此花大橋歩道部拡幅及び長寿命化に関する調査検討業務委託に係る
建設局測量・建設コンサルタント等プロポーザル方式による選定結果について

1 案件名称

此花大橋歩道部拡幅及び長寿命化に関する調査検討業務委託
契約期間 契約日から令和8年3月31日

2 選定した委託予定事業者

大日本ダイヤコンサルタント株式会社 大阪支社

3 公募期間

令和7年2月5日(水)～2月 28 日(金)

4 学識経験者等の意見を聴取する選定委員会による審議の結果

(1)委員名簿(敬称略)

委員氏名	役職等
八木 知己	京都大学 教授
山口 隆司	大阪公立大学 教授
古川 愛子	京都大学 教授

(2)選定委員会の開催日

1 回目:令和6年 12 月 11 日(水)

2 回目:令和7年 4 月22日(火)

(3)審査基準

① 資格審査基準

参加表明書の提出者の資格審査基準は、以下のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点			審査基準	備考
参加表明者の経験及び能力	資格要件	技術部門登録	建設コンサルタント登録	建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「道路部門」かつ「鋼構造及びコンクリート部門」の登録を受け、令和5・6・7年度本市入札参加資格者名簿に種目「500建設コンサルタント」に登録していること。また、共同企業体により参加する場合は、共同企業体の構成員全体で建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「道路部門」かつ「鋼構造及びコンクリート部門」の登録を受け、代表者が令和5・6・7年度本市入札参加資格者名簿の種目「500建設コンサルタント」に登録していること。	
	専門技術力	成果の確実性	過去10年間の業務実績の内容	平成26年度以降に完了した、次に示す「規定業務1、2」の両方について、元請けとして、官公庁、地方道路公社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)発注による業務実績を有していること。（共同企業体により参加する場合は、代表者が上記の業務実績を満たすものとする） なお、1つの契約業務に2つの規定業務が含まれている場合は、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 道路橋の吊橋又は斜張橋における予備又は詳細設計業務 2. 15m以上の道路橋における維持補修に関する計画（長寿命化計画）作成業務、又は設計業務	様式－2を審査する
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件	技術者の資格、その専門分野の内容	次のア～エのいずれかに該当すること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設－鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。 エ. RCCM（鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、登録を受けている者。	様式－4を審査する
		専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	平成26年度以降に完了した、次に示す「規定業務」について、元請けとして、官公庁、地方道路公社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)発注による業務実績を有していること。（共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者に所属する技術者としての実績に限る） 【規定業務】 道路橋の吊橋又は斜張橋における予備又は詳細設計業務	様式－5を審査する
		専任性	手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務（管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務）の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。	様式－4を審査する

配置予定技術者の経験及び能力	照査技術者	資格要件	技術者の資格、その専門分野の内容	次のア～エのいずれかに該当すること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設－鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。 エ. RCCM（鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、登録を受けている者。	様式－4を審査する
		専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	平成26年度以降に完了した、次に示す「規定業務」について、元請けとして、官公庁、地方道路公社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)発注による業務実績を有していること。（共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者に所属する技術者としての実績に限る） 【規定業務】 道路橋の吊橋又は斜張橋における予備又は詳細設計業務	様式－5を審査する
	担当技術者	資格要件	技術者の資格、その専門分野の内容	次のア～エのいずれかに該当する担当技術者を少なくとも1名以上配置すること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設－鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。 エ. RCCM（鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、登録を受けている者。	様式－4を審査する
		専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	平成26年度以降に完了した、次に示す「規定業務」について、元請けとして、官公庁、地方道路公社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)発注による業務実績を有していること。（共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者に所属する技術者としての実績に限る） 【規定業務】 15m以上の道路橋における維持補修に関する計画（長寿命化計画）作成業務、又は設計業務	様式－5を審査する
業務実施体制	業務実施体制の妥当性			下記項目に該当する場合には選定しない。 ・再委託の内容が主たる部分の場合。 ・業務分担構成が、不明確又は不自然な場合。 ・共同企業体による場合に、業務の分担構成が細分化されすぎている場合、ひとつの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。 ※業務の主たる部分とは、 本業務における印刷などの簡易な業務を除く業務とする。	様式－3を審査する

② 技術提案書評価基準

(i) 評価要領および評価表

本業務における特定テーマおよび技術提案書を特定するための評価表は以下のとおりとする。
 評価は①～⑱の項目毎にA、A'、B、B'、Cの5段階とし、それぞれ次のように点数を計算して
 100点満点（小数点第2位まで表示）で総合評価し、最高得点者を特定することを原則とする。
 〈計算方法〉

A の場合は、配点×5/5点 B の場合は、配点×3/5点
 A'の場合は、配点×4/5点 B'の場合は、配点×2/5点 C の場合は、0点

特定 テーマ1	内容	本橋は、自旋式吊橋という橋梁形式であることに加え、主ケーブルは1本（モノケーブル）のみ、かつ斜めハンガーケーブルである、全国的に例のない構造である。 また、供用済である本橋の両端に、歩道部を新たに拡幅設置する、非常に高難度な施工となるため、本橋の設計や施工、維持管理等の長寿命化を見据えた検討を行うためには、主要部材である鋼床版、ケーブル等に対して、的確な調査並びに、評価を行う必要がある。 そこで、鋼床版、ケーブル等における現状の調査、及び歩道拡幅後の長寿命化計画の作成に関して、経済合理性を考慮した上で、実現可能性を含めて、課題や留意点を挙げる。また、本業務の検討プロセスについて提案すること。
特定 テーマ2	内容	本橋は、吊橋形式であり、海上橋梁という特徴から、周辺地に高層建物等の遮蔽物もなく、風の影響を十分に受けやすい構造である。また、既設の橋梁における風の影響を的確に把握したうえで、歩道拡幅後に関する風の影響について分析、評価を進める必要がある。 そこで、本業務を履行するにあたり、現況の風の状態把握及び橋梁に対する風の影響解析並びに評価手法について、経済合理性を考慮した上で、実現可能性を含めて、課題や留意点を挙げてること。また、本業務の検討プロセスについて提案すること。

評価シート						評価例								
評価項目		評価の着眼点	配点			評価	評価の 換算 計算	評価点			備考			
			項目 別	複数 時 配分	項目 別 配分			項目 別 配分	複数 時 配分	項目別				
配置 予定 技術 者の 経 験 及 び 能 力	管理 技術 者	過去 10 年間の規定業 務の実績内容	20	10	5	A	5×5/5	5.0	10.0	18.0	①			
		専任性（他の業務との 兼任状況）			5	A	5×5/5	5.0			②			
	照査 技術 者	過去 10 年間の規定業 務の実績		5	5	B	5×3/5	3.0	3.0		③			
	担当 技術 者	過去 10 年間の規定業 務の実績		5	5	A	5×5/5	5.0	5.0		④			
実 施 方 針・ 実 施 フ ロー・ 工 程 表・ そ の 他	業務 の 理 解 度	目的、条件、内容の理解	20	5	5	A	5×5/5	5.0	5.0	18.0	⑤			
	業務実施手 順(フロー・ 工程表)	実務手順の妥当性		10	5	B	5×3/5	3.0	8.0		⑥			
		業務量の把握、人員配 置の妥当性			5	A	5×5/5	5.0			⑦			
	その他	重要事項の指摘		5	5	A	5×5/5	5.0	5.0		⑧			
特 定 テ ー マ に 対 す る 技 術 提 案	特 定 テ ー マ 1	的確性	60	30	5	A	5×5/5	5.0	24.0	48.0	⑨			
					キーワードの網羅	5	B	5×3/5			3.0	⑩		
		実現性			10	A	10×5/5	10.0			⑪			
		独創性			10	B	10×3/5	6.0			⑫			
	特 定 テ ー マ 2	的確性		30	5	A	5×5/5	5.0	24.0		⑬			
					キーワードの網羅	5	B	5×3/5			3.0	⑭		
		実現性			10	A	10×5/5	10.0			⑮			
		独創性			10	B	10×3/5	6.0			⑯			
		合計(100 点満点)			100			84.0						

(ii) 技術者評価基準

評価項目のうち、配置予定技術者に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価の着眼点				A	A'	B	B'	C	備考
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	専門技術力	過去 10 年間の規定業務の実績	管理技術者が規定業務の実績を管理技術者として従事した	—	管理技術者が規定業務の実績を担当技術者として従事した	—	—	①
		専任性	他業務との兼任状況	手持ち業務の契約金額の合計が 2 億円未満かつ件数が 5 件未満	手持ち業務の契約金額の合計が 3 億円未満かつ件数が 8 件未満	手持ち業務の契約金額の合計が 5 億円未満かつ件数が 10 件未満	—	—	②
	照査技術者	専門技術力	過去 10 年間の規定業務の実績内容	照査技術者が規定業務の実績を管理技術者として従事した	照査技術者が規定業務の実績を照査技術者として従事した	照査技術者が規定業務の実績を担当技術者として従事した	—	—	③
	担当技術者	専門技術力	過去 10 年間の規定業務の実績内容	担当技術者が規定業務の実績を管理技術者又は担当技術者として従事した	—	—	—	—	④

規定業務は、管理技術者は「道路橋の吊橋又は斜張橋における予備又は詳細設計業務」、担当技術者は「15m 以上の道路橋における維持補修に関する計画（長寿命化計画）作成業務、又は設計業務」とする。

(iii) 提案内容評価基準

評価項目のうち、提案内容に関わる項目については、以下のとおり評価する。

ただし、業務に適合しない提案については評価の対象としない。

評価項目		評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	備考
業務方針・実施フロー・工程表・その他	業務の理解度	目的、条件、内容の理解	目的、条件、内容が十分に理解されている	—	左右に該当しない	—	目的、条件、内容の理解度が不十分である	⑤
	業務実施手順（フロー・工程表）	実務手順の妥当性	業務の実施手順が妥当であり、実効性のある工程である	—	左右に該当しない	—	業務の実施手順に矛盾がある	⑥
		業務量の把握、人員配置の妥当性	業務量が適切に把握されており、不測の事態にも対応できる人員配置である	—	左右に該当しない	—	業務量の把握が不適切である	⑦
	その他	重要事項の指摘	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘があり、その方策が提案されている	—	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘がある	—	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘がない	⑧
特定テーマに対する技術提案	的確性	課題の把握が十分か	課題とともに、その設定根拠が具体的に示されている	—	左右に該当しない	—	課題が示されていない	⑨
		キーワードの網羅	必要なキーワードが全て網羅されている（100%）	必要なキーワードが80%以上100%未満記載されている	必要なキーワードが60%以上80%未満、記載されている	必要なキーワードが40%以上60%未満、記載されている	必要なキーワードが40%未満である	⑩
	実現性	説得力があるか	具体的かつ論理的に示されており説得力のある提案	—	左右に該当しない	—	具体的かつ論理的に示されておらず説得力のない提案	⑪
	独創性	独創的で高度な提案があるか	独創的で高度な提案である	—	左右に該当しない	—	汎用的であり提案に工夫がない	⑫
特定テーマに対する技術提案	的確性	課題の把握が十分か	課題とともに、その設定根拠が具体的に示されている	—	左右に該当しない	—	課題が示されていない	⑬
		キーワードの網羅	必要なキーワードが全て網羅されている（100%）	必要なキーワードが80%以上100%未満記載されている	必要なキーワードが60%以上80%未満記載されている	必要なキーワードが40%以上60%未満、記載されている	必要なキーワードが40%未満である	⑭
	実現性	説得力があるか	具体的かつ論理的に示されており説得力のある提案	—	左右に該当しない	—	具体的かつ論理的に示されておらず説得力のない提案	⑮
	独創性	独創的で高度な提案があるか	独創的で高度な提案である	—	左右に該当しない	—	汎用的であり提案に工夫がない	⑯

(4) 審査を行った事業者(五十音順)

- ・株式会社エイト日本技術開発 関西支社
- ・株式会社長大 大阪支社
- ・株式会社日建技術コンサルタント
- ・大日本ダイヤコンサルタント株式会社 大阪支社

(5) 審査の結果(合計点の高い順)

評価項目		評価の着眼点	Ⅰ 社		Ⅱ 社		Ⅲ社		Ⅳ社		
			評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	
配置予定技術者の経験 及び能力	管理技術者	過去10年間の規定業務の実績	A	5	B	3	B	3	A	5	
		専任性(他の業務との兼任状況)	A'	4	A	5	A	5	A'	4	
	照査技術者	過去10年間の規定業務の実績	A	5	B	3	B	3	A	5	
	担当技術者	過去10年間の規定業務の実績	A	5	A	5	A	5	A	5	
実施方針 実施フロー 工程表 その他	業務の理解度	目的、条件、内容の理解	A	5	A	5	A	5	A	5	
	業務実施手順 (フロー・工程表)	実務手順の妥当性	A	5	A	5	A	5	A	5	
		業務量把握、人員配置の妥当性	A	5	B	3	B	3	B	3	
	その他	重要事項の指摘	A	5	B	3	C	0	C	0	
特定テーマに対する技術提案	特定テーマ1	的確性	課題の理解度	A	5	A	5	A	5	A	5
			キーワードの網羅	A'	4	A'	4	A'	4	A'	4
		実現性	説得力、提案内容の裏付けがあるか	B	6	A	10	A	10	C	0
		独創性	独創的で高度な提案があるか	B	6	B	6	A	10	C	0
	特定テーマ2	的確性	課題の理解度	A	5	A	5	A	5	A	5
			キーワードの網羅	B	3	A'	4	B	3	B	3
		実現性	説得力、提案内容の裏付けがあるか	A	10	A	10	A	10	B	6
		独創性	独創的で高度な提案があるか	A	10	A	10	B	6	C	0
合計(100点満点)			88.0		86.0		82.0		55.0		